

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和2年10月13日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000072号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000053号

第1 結論

請求者のA社における平成21年12月15日の標準賞与額を55万7,000円に訂正することが必要である。

平成21年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成21年12月

請求期間について、A社より賞与が支払われ、保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の賞与の記録がないので、年金額に反映する記録として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された源泉徴収簿、同社から提出された複数の同僚の賞与明細書及び複数の同僚から提出された賞与明細書並びに金融機関から提出された取引履歴調査結果により、請求者は、同社から標準賞与額55万7,000円に相当する賞与(55万7,503円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(4万3,736円)を事業主により控除されていたことが推認できる。

また、請求期間の賞与の支払年月日については、上述の源泉徴収簿により確認できる支給月日及び取引履歴調査結果により確認できる取引日から、平成21年12月15日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成21年12月15日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認

めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 21 年 12 月 15 日の賞与に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000063号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000051号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年4月1日から同年7月31日まで

私は、請求期間にA社でB職として勤務したが厚生年金保険の記録がない。同社には正社員として入社し、給料から厚生年金保険料が控除されていた記憶もあるので、当該期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社は、昭和63年7月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主からは回答が得られず、同社において当該期間に被保険者記録が確認できる複数の従業員の回答及び陳述からは、請求者の同社における勤務及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A社の所在地、経営状況及び給与の支払等に関する請求者の記憶は、商業登記簿謄本及びオンライン記録並びに上述の従業員の回答及び陳述と相違している。

さらに、請求者は、B職として勤務した旨主張しているところ、複数の従業員は、請求期間当時、2人のC職がB職を兼務しており、外注のB職はいたが、社員の中にB職の専門職はいなかった旨陳述している。

加えて、請求者に係る雇用保険の支給台帳全記録照会によると、求職申込年月日が昭和63年5月18日、就職年月日が昭和63年6月6日と記録されているものの、請求期間に請求者の雇用保険被保険者記録は確認できない。

また、A社が加入していたD厚生年金基金の記録を管理する企業年金連合会から提出された請求者に係る中脱記録照会(回答)によると、請求期間に請求者の厚生年金基金加入員記録は確認できない。

さらに、請求者は、給与明細書等を保管していないことから、請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000071号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000052号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年1月1日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間の標準報酬月額について、実際の給与額よりも低く記録されていたため、年金事務所にて相談したところ、同社が勝手に標準報酬月額を62万円から30万円に変更していたことを知った。請求期間の標準報酬月額62万円を年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、当初、62万円と記録されていたところ、平成30年3月12日にA社から厚生年金保険被保険者資格取得届(取得時報酬訂正)が提出されたことにより、請求者の標準報酬月額は30万円と記録されていた。

その後、A社は、令和2年6月18日に年金事務所の調査を受けて、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届(取得時報酬訂正届)を年金事務所に提出し、当該届に基づき請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、再度62万円に訂正されているものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金事務所の調査前の標準報酬月額30万円を除き保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録されている。

請求者の請求期間に係る標準報酬月額について、A社から提出された給与に係る内訳書、請求者に係る平成30年分給与所得の源泉徴収票(事業主控)及び同社の預金通帳並びに請求者から提出された給与に係る内訳書(以下「給与に係る内訳書等」という。)により確認できる、資格取得時の報酬月額に基づき決定される当該期間の標準報酬月額は62万円であると認められ、当該期間に係る厚生年金保険料控除額(27,450円)に見合う標準報酬月額は30万円であることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、給与に係る内訳書等により確認できる、資格取得時の報酬月額に基づき決定される請求期間の標準報酬月額 62 万円は、年金事務所による調査前の標準報酬月額 30 万円を上回っているものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額 30 万円は、年金事務所による調査前の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法の対象とならないため、訂正は認められない。